

# 事業資金の補助金

## 中小企業信用保証付融資保証料補給制度

補給対象	市の略称 <sup>近</sup> 制度で設備資金（750万円以下）の融資時に、信用保証制度を利用し、当初の返済条件どおり完済された人
補助額	支払った信用保証料の40%以内
申請方法	融資金完済日から60日以内に、申請書と完済証明書を市役所商工労政課に提出してください

## 創造的事業活動促進者等に対する信用保証料補助制度

補給対象	愛知県融資制度の経済環境適応資金で下記の融資制度を利用したもの ①新分野進出等支援資金 ②創造的事業活動促進資金
補助額	初回借入金のうち5,000万円までを対象とし、その保証料の50%以内（50万円まで）
申請方法	融資実行日から90日以内に市所定の書類を市役所商工労政課に提出してください

市では、中小企業や勤労者を対象に、事業資金・住宅資金を融資しています。融資対象や融資条件については、次の表のとおりです。詳しくは市役所商工労政課または取扱金融機関までどうぞ。

なお、各資金の利率は、平成8年10月1日現在の金利です。

市役所商工労政課 (☎66-1118)

# 市融資制度のご利用を

### 近設備近代合理化資金 開(転)事業独立開業・転換資金 共共同組合事業資金

区分	設備近代合理化資金		事業独立開業・転換資金		共同組合事業資金	
	融資対象		独立開業資金	転換資金	市内の中・小商工業者の共同組織である組合等	
融資対象	企業の近代合理化のため設備・公害防除施設等を行おうとする会社・個人。製造業は、従業員300人以下で資本金1億円以下。卸売業は、従業員100人以下の資本金3,000万円以下。小売・サービス業は従業員50人以下で資本金1,000万円以下		市内に住所を有し3年以上雇用され25歳以上の自ら独立開業しようとしている人	市内に住所または本店と一定の事業所を有し、継続して3年以上同一事業を営んでいて、事業を転換するにあたり、転換後の事業が主力となり、これを実施する能力を有する人。従業員が20人以内（商業・サービス業の場合は5人以内）の企業		
融資限度額	通常資金 5,000万円	公害防除資金 3,500万円	設備資金 750万円	設備資金（制限付の運転資金を含む）750万円(注)	設備資金 7,000万円	運転資金 4,000万円
期間・利率	5年以内 年2.3% 7年以内 年2.5%	5年以内 年2.2%	5年以内 年2.3%		5年以内 年2.2%	3年以内 年2.2%
返済方法	分割返済（据置は6カ月以内まで可能）		分割返済（据置は4カ月以内まで可能）		分割返済（据置は12カ月以内まで可能）	
連帯保証人	個人…市内居住1人以上		会社…市内居住2人以上（代表者を含む）		正副理事長を含め3人以上	
担保	要する					
その他	設備資金は自己資金が2割以上あること（公害防除資金は1割以上）					

(注) 借入申込みに空欄がある時は、借入設備融資の30%以内を運転資金として加算することができます